

## 瀬戸市告示第120号

令和5年瀬戸市告示第31号（瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料の項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項の規定により準用される同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料の項に規定する基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の13第1項</u> の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料の項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の16第2項</u> の規定により準用される同法 <u>第5条の13第1項</u> の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料の項に規定する基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合	瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の3第1項</u> の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料の項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の6第2項</u> の規定により準用される同法 <u>第5条の3第1項</u> の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料の項に規定する基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合
1 マンション管理計画認定申請手数料 公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が運営する管理計画認定手続支	1 マンション管理計画認定申請手数料 公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が運営する管理計画認定手続支

<p>援サービスを利用し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）<u>第5条の13第1項</u>の規定による認定の申請に係る事前確認適合証が発行されていることを確認することができる場合</p>	<p>援サービスを利用し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）<u>第5条の3第1項</u>の規定による認定の申請に係る事前確認適合証が発行されていることを確認することができる場合</p>
<p>2 マンション管理計画認定更新申請手数料 センターが運営する管理計画認定手続支援サービスを利用し、法<u>第5条の16第1項</u>の規定による認定の更新の申請に係る事前確認適合証が発行されていることを確認することができる場合</p>	<p>2 マンション管理計画認定更新申請手数料 センターが運営する管理計画認定手続支援サービスを利用し、法<u>第5条の6第1項</u>の規定による認定の更新の申請に係る事前確認適合証が発行されていることを確認することができる場合</p>